

道教組短信

2018.10.1

地震による休校の
特別休暇について

地震による休校が年休対応だった場合 遡って**特別休暇**に切り替えられます

胆振東部地震では、全道的に停電、断水などが発生し、物流も混乱するなど、大きな影響がありました。多くの学校では、休校時の勤務態勢を特別休暇（住居滅失休暇・災害事故休暇・災害時退勤休暇）の取扱いとしていますが、中には被害の大きな地域でも出勤を求められたり、自宅待機の指示がありながら後になって年休対応を求められたり、その対応はまちまちでした。全道的な大停電はこれまで経験がなかったことに加え、特別休暇について管理職の理解が不十分であったことが原因です。

道教組は、聞き取りで分かった全道各地の状況を道教委に伝え、2度にわたって要求書を提出するなどしてきました。道教組の要求を受けて、道教委は「北海道胆振東部地震の発生に伴う職員のサービスの取扱いについて（通知）」を発出し、災害時の特別休暇について改めて確認するとともに、年休対応の職員に対して遡って特別休暇の請求に切り替えることなどを通知しました。

★特別休暇について（道教委通知文書より）

事由	特別休暇
○住居が破壊し、復旧作業を行う場合 ○食料等がふそくしている場合で、職員以外に確保ができない場合など	住居滅失休暇
○交通機関の途絶により出勤できない場合など ※公共交通機関に限らず、自家用自動車による通勤が困難な場合も取得できること。 なお、徒歩による通勤が可能な場合はこの限りではないこと。	災害事故休暇
○退勤途上に停電による信号の停止等による危険を回避するため、早期に退勤することが適当と所属長が認めた場合など	災害時退勤休暇

「住居滅失休暇」の事由として、「食料等が不足している場合で、職員以外に確保ができない場合など」となっており、停電による流通の混乱で食料や燃料の確保に追われた状況も、「住居滅失休暇」の適用となります。また、停電時に退勤し、年休対応を求められた場合には「災害時退勤休暇」の適用となります。

▼各職場で

- ①特別休暇の事由と、遡って特別休暇に切り替える対応について、市町村教委や校長と懇談し、確認しましょう。
- ②組合員に、3つの特別休暇の事由と、遡って特別休暇に切り替えることが可能であることを伝え、積極的に校長へ申し出をしましょう。